

認可外保育施設への立入調査について

2. 新型コロナウイルス影響下における工夫

新型コロナウイルス影響下においては、新型コロナウイルスのまん延防止等重点措置及び緊急事態宣言が発出されたり、指導・監督対象の保育施設で新型コロナウイルス感染症の陽性者が出たりなど、例年とはかなり状況が異なる中で、各自治体が実施した工夫を下記で紹介する。

なお、厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室は「認可外保育施設に対する指導監督の徹底について（子少発0806 第1号 令和3年8月6日）」（参考資料）において、下記のように発出している。

「新型コロナウイルス感染症の影響により例年同様の指導監督が困難な場合、やむを得ず、**前回の立入調査の結果や立入調査の際必要な項目についてあらかじめ自主点検表を提出させその内容等を考慮するなどして、対象施設を絞って重点的に指導監督を行ったり**、施設長等に来庁を依頼しヒアリングを行ったりする等の対応を実施することも可能ですので申し添えます。」

参考資料：「認可外保育施設に対する指導監督の徹底について」（子少発0806 第1号 令和3年8月6日）

子少発 0806 第 1 号
令和 3 年 8 月 6 日

各 都道府県 児童福祉主管部（局）長 殿
市区町村

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室長
（ 公 印 省 略 ）

認可外保育施設に対する指導監督の徹底について

保育行政の推進につきましては、平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

認可外保育施設に対する指導監督については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき実施いただいております。

- ・ 届出対象施設については、年1回以上行うことを原則とすること、
- ・ ベビーホテルについては、必ず、年1回以上の立入調査を行うこと、
- ・ 認可外の居宅訪問型保育事業については、立入調査に代えて集団指導を年1回以上行うこと

と定めています。

保育施設の保育内容や保育環境が適切に確保されるためには、各自治体が保育の現場に立ち入ることが重要です。

今般、「令和元年度認可外保育施設の現況取りまとめ」により令和2年3月31日現在の立入調査の状況を把握したところ、いくつかの自治体においては、立入調査の実施率が低い又は実施していない自治体が見受けられました。（別添1参照）

立入調査の実施率が低い自治体をはじめ、各自治体におかれましては、認可外保育施設における保育の質の確保・向上のため、貴管内の市区町村との連携や厚生労働省が実施する巡回支援指導員事業（別添2参照）を積極的に活用いただくなど、立入調査による指導監督の徹底をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により例年同様の指導監督が困難な場合、やむを得ず、前回の立入調査の結果や立入調査の際必要な項目についてあらかじめ自主点検表を提出させその内容等を考慮するなどして、対象施設を絞って重点的に指導監督を行ったり、施設長等に来庁を依頼しヒアリングを行ったりする等の対応を実施することも可能ですので申し添えます。

（参考）

○「令和元年度認可外保育施設現況取りまとめ」（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000159036_00006.html